長野しろくまネットワーク協議会会則

(名称)

- 第1条 本会は、長野しろくまネットワーク協議会(以下「本会」という)と称する。
 - 2 診療・在宅療育支援情報共有のための電子連絡帳ネットワークの名称は「長野しろくまネットワーク」と称し、その呼称を「しろくまネットワーク」とする。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を長野県立こども病院療育支援部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、在宅療育・療養患者の在宅での生活を支援するために、対象となる患者・家族と、多職種からなる支援者が相互に在宅療育に必要な情報を共有し、スムーズな協働を行うための、インターネットを利用した情報共有ネットワークシステムの構築・普及及びこれらの活動の推進を目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は第3条に掲げる目的に資するため、次の事業を行う。
 - (1) 医療・地域生活支援情報ネットワーク構築と増進を図る活動
 - (2) 医療・地域生活支援情報ネットワーク構築のための最新情報の収集と啓発を図る活動
 - (3)前各号に掲げる事業に附帯又は関連する活動

(会員)

- 第5条 本会の会員は、以下の2種類とする。
 - (1)正会員

本会の目的に賛同し、しろくまネットワークに登録している支援者。

(2)特別会員

本会の目的に賛同し、かつ会長が必要と認める行政機関または学識経験者、および情報共有のために自ら診療情報、支援情報の提供をする団体。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所(会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名)等に変更があったときは、遅延なく本会にその旨を届け出なければならない。

(役員)

- 第7条 本会に次の役員を置く。
 - (1)会 長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3)監査役 1名
 - 2 前項に定める役員は、第5条の会員の中から互選により選出し、総会において選任する。
 - 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

- 第8条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、これに事故があるとき又は欠席のときは、その職務を代行する。
 - 3 監査役は、本会の業務および財産の状況を監査する。

(会議)

- 第9条 本会の会議は次のとおりとする。
 - (1) 協議委員会
 - (2) 総会

(協議委員会)

- 第10条 協議委員会は次の者をもって構成し、本会の事業執行のために随時これを開く。
 - (1) 本会の役員
 - (2)協議委員 10名以内
 - 2 協議委員は第5条の会員の中から会長の指名により選出し、総会にて報告を行う。
 - 3 協議委員会は、委員の2分の1以上の出席により開催できる。
 - 4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(総会)

第11条 総会は会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。ただし、会長が必要あると 認めたとき、もしくは協議委員会の過半数から請求のあったときは臨時にこれを開催しな ければならない。

(総会の招集)

- 第12条 通常総会の招集は、協議委員会がこれを決定し、会長が招集する。
 - 2 第11条の規程により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
 - 3 総会の招集通知は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を会員に対して発する。

(総会の議決方法等)

- 第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席及び委任状をもって成立するものとする。
 - 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
 - 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決できる。 ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
 - 4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数及び委任状をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
 - 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

- 第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号の掲げる事項を議決する。
 - (1)事業計画の設定又は変更に関すること。
 - (2) 事業報告に関すること。

- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

- 第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による 議決を必要とする。
 - (1)協議会規約の変更
 - (2)協議会の解散
 - (3)会員の除名
 - (4)役員の解任

(書面又は代理人による表決)

- 第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、 書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
 - 2 前項の書面は、総会の開催までに本会に到着しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出する。
 - 4 第13条第1項及び第4項並びに第15条の規定の適用については、第1項の規定により議 決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成し、総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

(細則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成27年11月23日から施行する。
- 2 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。
- 3 平成 28 年 5 月 26 日 一部改訂
- 4 平成29年9月24日 改訂
- 5 平成30年4月1日 改訂
- 6 平成31年4月1日 改訂
- 7 令和3年4月1日 改訂